



公告

長野県公債を定時償還するため、次のとおり抽せんします。

平成16年7月22日

長野県知事 田中康夫

1 銘柄、償還額及び償還期日

銘 柄	償 還 額	償 還 期 日
平成6年度第2回公債	千円 660,000	平成16年9月24日
平成6年度第4回公債	1,419,000	平成16年10月25日
平成6年度第6回公債	801,000	平成16年11月25日
平成7年度第2回公債	960,000	平成16年9月24日
平成7年度第4回公債	1,623,000	平成16年10月25日
平成7年度第6回公債	300,000	平成16年11月25日
平成8年度第2回公債	999,000	平成16年9月24日
平成8年度第4回公債	1,239,000	平成16年10月25日
平成8年度第5回公債	296,000	平成16年11月25日
平成9年度第2回公債	945,000	平成16年9月24日
平成9年度第3回公債	615,000	平成16年10月25日
平成9年度第5回公債	109,000	平成16年11月25日
平成10年度第2回公債	690,000	平成16年9月24日
平成10年度第3回公債	510,000	平成16年10月25日
平成10年度第5回公債	377,000	平成16年11月25日
平成11年度第2回公債	300,000	平成16年9月24日

2 抽せん期日 平成16年8月3日(火) 午前10時

3 抽せん場所 長野市大字中御所岡田178番地8

株式会社 八十二銀行

4 抽せん方法 コンピュータ使用によるせん数抽せん

財政改革チーム

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成16年7月22日

長野県知事 田中康夫

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等及び数量

普通乗用自動車 3台

(2) 物品等の特質

入札説明書のとおり

(3) 納入期限

平成16年9月3日

(4) 納入場所

総務部管財課

(5) 入札方法

価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4第1項又は財務規則(昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。)第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

(2) 長野県の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格(昭和59年長野県告示第60号)の別表の「物件の買入れ」の欄の等級区分がB以上に格付けされている者であること。

(3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領(平成11年4月1日付け11管第35号)に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

長野市大字南長野字幅下692-2

長野県総務部管財課

電話 026(235)7079

4 入札手続等

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

(2) 入札書の受領期限及び提出場所(郵送による場合も含む。)

ア 日時 平成16年8月2日 午後2時30分

イ 場所 長野市大字南長野字幅下692-2

(県庁専用郵便番号 380-8570)

長野県総務部管財課

(3) 開札の日時及び場所

ア 日時 平成16年8月2日 午後2時40分

イ 場所 長野県庁 本館入札室

(4) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(5) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

- (6) 入札の無効
規則第129条各号に該当する入札書は無効とします。
- (7) 契約書作成の要否
要します。
- (8) 落札者の決定方法
予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもつた者を落札者として決定します。
- 5 その他
詳細は入札説明書によります。

管財課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成16年7月22日

長野県知事 田中康夫

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする役務
長野県庁舎消防設備点検作業一式
- (2) 役務の特質
長野県庁舎（本館、議会棟、西庁舎及び東庁舎をいう。）の消防設備点検作業
- (3) 履行期間
契約締結日から平成17年3月31日まで
- (4) 履行場所
長野市大字南長野字幅下692-2
長野県庁舎
- (5) 入札方法
価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとします。）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当するものであることとします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
- (2) 長野県の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がB以上に格付けされている者であること。
- (3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領（平成11年4月1日付け11管第35号）に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 消防設備士又は消防点検資格者を12人以上有し、そのうち少なくとも1人の消防設備士を有している者であること。
- (5) 長野県内に本店又は営業所を有する者であること。
- 3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

長野市大字南長野字幅下692-2

長野県総務部管財課

電話 026(235)7045

4 入札手続等

- (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札及び開札の日時及び場所
ア 日時 平成16年8月3日 午前10時
イ 場所 長野県庁 西庁舎402号会議室
- (3) 郵便入札の可否
郵便による入札は受け付けません。
- (4) 入札者に要求される事項
この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成16年7月28日（水）午後5時までに提出してください。この場合において、開札日の前日までに必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。

(5) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(7) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は無効とします。

(8) 契約書作成の要否

必要とします。

(9) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもつた者を落札者として決定します。

5 その他

詳細は入札説明書及び仕様書によります。

管財課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成16年7月22日

長野県知事 田中康夫

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品等及び予定量
次の物品の印刷物製造の請負
- | | |
|------------------------|------|
| ア 積算基準及び標準歩掛 下水道編 歩掛編 | 87冊 |
| イ 積算基準及び標準歩掛け 下水道編 電算編 | 42冊 |
| ウ 積算基準及び標準歩掛け 機械経費編 | 149冊 |
| エ 設計積算参考資料 土木工事編 | 187冊 |
| オ 実施設計単価表 | 254冊 |
- (2) 物品等の特質

入札説明書のとおり

(3) 納入日

平成16年9月1日

(4) 納入場所

千曲川流域下水道事務所

(5) 入札方法

価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

(2) 長野県の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表の「製造の請負」の欄の等級区分がB以上に格付けされている者であること。

(3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領（平成11年4月1日付け11管第35号）に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

長野市大字南長野字幅下692-2

長野県総務部管財課

電話 026(235)7079

4 入札手続等

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札書の受領期限及び提出場所（郵送による場合も含みます。）

ア 日時 平成16年8月2日 午後5時

イ 場所 長野市大字南長野字幅下692-2

(県庁専用郵便番号 380-8570)

長野県総務部管財課

(3) 開札の日時及び場所

ア 日時 平成16年8月3日 午前11時

イ 場所 長野県庁 本館入札室

(4) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(5) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(7) 契約書作成の要否

必要とします。

(8) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもつとした者を落札者として決定します。

5 その他

詳細は入札説明書によります。

管財課

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があつたので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成16年7月22日

長野県知事 田中康夫

1 申請のあった年月日

平成16年7月5日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 白馬の自然と花を育む会

3 代表者の氏名

佐藤昭典

4 主たる事務所の所在地

北安曇郡白馬村大字神城24211番地1

5 定款に記載された目的

この法人は、グリーンシーズンの白馬村に対して、高山植物や山野草の保全と自然環境を整える活動を通じ、美しいまちづくりの推進を図ることに関する事業を行い、よって白馬村の自然景観を大事に育むことにより、観光と共生ある村づくりにより地域経済の活性化に寄与することを目的とする。

生活文化課NPO活動推進室

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があつたので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成16年7月22日

長野県知事 田中康夫

1 申請のあった年月日

平成16年7月9日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 桜湯里

3 代表者の氏名

高橋繁

4 主たる事務所の所在地

長野県上高井郡高山村大字高井4972

5 定款に記載された目的

この法人は、高齢化の進む地域にあって豊かな自然及び環境を活かした住み良い、快適な暮らしを図るため、又、自然環境・有資源等の見直されている今、高山村の豊富な財源をいかした地域のブランド品の研究、開発を行い地域の活性化を図ることを目的とする。

生活文化課NPO活動推進室

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成16年7月22日

長野県知事 田中康夫

1 申請のあった年月日

平成16年7月8日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 こまくさ

3 代表者の氏名

小平 誠

4 主たる事務所の所在地

佐久市大字新子田878番地6号

5 定款に記載された目的

この法人は、高齢者・障害者・児童に対して、心のよりどころとしての居場所づくりに関する事業を行い、よって社会福祉に寄与することを目的とする。

生活文化課NPO活動推進室

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第5条第1項の規定による変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書及び添付書類を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成16年7月22日

長野県知事 田中康夫

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

飯島ショッピングセンターコスモ. 21
上伊那郡飯島町2050-3 ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

飯島ショッピングセンター協同組合
上伊那郡飯島町飯島2050-3

3 変更しようとする事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前)

小売業者	開店時刻	閉店時刻
(株)カミーナ	午前9時	午後8時 (年間100日 午後9時)
(有)マルイチフードサービス		
(有)ヤマワキスキート		
(株)ナカジマ		
(有)キクヤ		
(合)角十百貨店		
(株)上山製菓舗		
(有)山岸薬品		
(有)ハニュウ		
(有)広栄堂		
(有)カタギリ商事		
(有)ビデオスクript		午後10時

(変更後)

小売業者	開店時刻	閉店時刻
(株)カミーナ	午前9時	午後10時
(有)マルイチフードサービス		
(有)ヤマワキスキート		
(株)ナカジマ		
(有)キクヤ		
(合)角十百貨店		
(株)上山製菓舗		
(有)山岸薬品		
(有)ハニュウ		
(有)広栄堂		
(有)カタギリ商事		
(有)ビデオスクript		

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

	変更前	変更後
1	午前8時30分から 午後9時30分まで	午前8時30分から 午後10時30分まで
2	午前8時30分から 午後10時30分まで	
3		

4 変更年月日

平成16年7月7日

5 届出年月日

平成16年6月28日

6 届出書及び添付書類の縦覧の場所

長野県商工部産業振興課及び長野県上伊那地方事務所商工雇用

課

- 7 縦覧の期間
平成16年7月22日から平成16年11月22日まで
- 8 意見書の様式
長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。
- 9 意見書の提出先
長野県商工部産業振興課又は長野県上伊那地方事務所商工雇用課

産業振興課

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第5条第1項の規定による変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書及び添付書類を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成16年7月22日

長野県知事 田中康夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
西友 大町店
大町市大字大町4620-1 ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
(有)イリハチ
大町市大字大町4237
- 3 変更しようとする事項
- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
(変更前)

小売業者	開店時刻	閉店時刻
(株)エス・エス・ブイ	午前10時 (年間60日 午前9時)	午後9時
欄 幸夫		
(有)カネリキ		
(有)銀嶺堂		
(株)ブーランジュリ横浜		

(変更後)

小売業者	開店時刻	閉店時刻
(株)エス・エス・ブイ	午前9時	午後11時
欄 幸夫		
(有)カネリキ		
(有)銀嶺堂		
(株)ブーランジュリ横浜		

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

	変更前	変更後
1	午前8時30分から 午後9時30分まで	午前8時30分から 午後11時30分まで
2		

4 変更年月日

平成16年7月23日

5 届出年月日

平成16年7月1日

6 届出書及び添付書類の縦覧の場所

長野県商工部産業振興課及び長野県北安曇地方事務所商工雇用建築課

7 縦覧の期間

平成16年7月22日から平成16年11月22日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県商工部産業振興課又は長野県北安曇地方事務所商工雇用建築課

産業振興課

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書及び添付書類を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成16年7月22日

長野県知事 田中康夫

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

西友 岡谷北店

岡谷市赤羽3-7658-1 ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

(株)エス・エス・ブイ

長野市川中島町御厨石河原37

3 変更しようとする事項

(1) 荷さばき施設の位置及び面積

	変更前	変更後
1	104平方メートル	77平方メートル
2	25平方メートル	25平方メートル
3	—	27平方メートル
合計	129平方メートル	129平方メートル

位置は届出書に添付された図面のとおり

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前)

小売業者	開店時刻	閉店時刻
(株)エス・エス・ブイ	午前9時	午後10時

(変更後)

小売業者	開店時刻	閉店時刻
(株)エス・エス・ブイ	24時間	

(3) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

	変更前	変更後
1		24時間
2	午前8時30分から 午後10時30分まで	
3		午前6時から 午後9時まで
4	午前8時30分から 午後9時30分まで	

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

	変更前	変更後
1	午前2時30分から 午後9時まで	午前6時から 午後9時まで
2	午前6時から 午後9時まで	
3	—	午前5時から 午前6時まで

4 変更する年月日

3の(1) 平成17年3月30日

3の(2)(3)(4) 平成16年7月30日

5 届出年月日

平成16年7月5日

6 届出書及び添付書類の縦覧の場所

長野県商工部産業振興課又は長野県諒訪地方事務所商工雇用課

7 縦覧の期間

平成16年7月22日から平成16年11月22日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県商工部産業振興課又は長野県諒訪地方事務所商工雇用課

産業振興課

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第5条第1項の規定による変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書及び添付書類を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成16年7月22日

長野県知事 田中康夫

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

西友 伊勢宮店

長野市伊勢宮2-27-10ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

(株)エス・エス・ブイ

長野市川中島町御厨石河原37

3 変更しようとする事項

- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前)

小売業者	開店時刻	閉店時刻
(株)エス・エス・ブイ	午前10時	午後9時
(有)もへじや製菓	(日曜日 午前9時)	午後7時

(変更後)

小売業者	開店時刻	閉店時刻
(株)エス・エス・ブイ	24時間	
(有)もへじや製菓	午前10時 (日曜日 午前9時)	午後9時

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

	変更前	変更後
1	午前9時から 午後9時30分まで	24時間
2	午前6時から 午後9時まで	午前6時から 午後9時まで

4 変更年月日

平成16年7月30日

5 届出年月日

平成16年7月7日

6 届出書及び添付書類の縦覧の場所

長野県商工部産業振興課及び長野県長野地方事務所商工雇用課

7 縦覧の期間

平成16年7月22日から平成16年11月22日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県商工部産業振興課又は長野県長野地方事務所商工雇用課

産業振興課